

3.3 景観配慮対策の進め方

景観配慮対策の検討は、周辺景観との調和に視点を置き、景観配慮の基本原則を踏まえつつ、調査、計画、設計の各段階を通じて行うことが必要である。

検討に当たっては、農家を含む地域住民、市町村、土地改良区、NPO、有識者等が参画する仕組みを整備し、地域の景観形成を成り立たせている条件、歴史的な意味合いに沿った景観配慮対策について検討を行うなど、地域が一体となった取組を進めることが重要である。

【解説】

1. 景観配慮の基本原則

景観配慮における基本原則として、「除去・遮蔽」、「修景・美化」、「保全」、「創造」の4つがある。また、複数の基本原則を組み合わせることもある。

(1) 除去・遮蔽

除去・遮蔽とは、景観の質を低下させる要因を取り除いたり隠したりすることであり、景観の質を維持するための配慮のひとつである。景観の質の低下をもたらすと懸念される施設など、景観の質を低下させる負の要素（現状の景観に違和感をもたらす、秩序を乱す要素）に対して適用する景観配慮の基本的な対策である。

なお、植樹による遮蔽を検討する場合、植樹後の維持管理として剪定作業、落ち葉の管理等が定期的に必要となることについて、事前に施設管理者に合意を得る必要がある。

[ファームポンドを地下埋設した例]



(岩手県一戸町)

[施設を植樹により遮蔽した例]



(岐阜県可児市)

(2) 修景・美化

修景・美化とは、新たな構造物の設置、又は既設構造物の改修の際に、周辺構造物と形、色彩、素材等を揃えたり、植栽などの美化要素を加えたりすることで、周辺景観に違和感を与えないよう、なじませる対策である。

[建屋の形状、色彩を周辺景観と調和させた例]



(沖縄県伊是名村)

[法面への植栽により美化要素を追加した例]



(青森県五所川原市)

(3) 保全

保全とは、長い年月をかけた営農活動を通じて形成されてきた農村文化を現す景観を守るため、営農活動によって形成された土地利用の形状を基に、秩序に混乱をもたらす要素の侵入・介入を防ぎ、農村の文化的価値を維持していくための対策である。

[棚田の景観を保全した例]



(岐阜県恵那市)

[水路橋を現状のまま整備し保全した例]



(熊本県山都町)

(4) 創造

創造とは、新たに要素を付加することで、新たな空間調和を創出するものである。

空間調和を実現していく上では高度な考え方で、除去・遮蔽、修景・美化、保全というプロセスを踏まえた上で、より高い景観の質を目指す場合に用いられる対策である。

[管水路上部利用により親水空間を創造した例]



(福井県永平寺町)

【参考資料 3-1】

[基本原則の補足資料]

前述の景観配慮の基本原則について、更に理解等を深めるため、整備対象施設の周辺土地利用状況及び視点場からの写真等を参考に示す。

(1) 除去・遮蔽

①ファームポンドを地下埋設した例

国営かんがい排水事業 馬淵川沿岸地区 上家向ファームポンド（岩手県一戸町）

新設するファームポンドが丘陵地の稜線から突出し周辺景観に違和感をもたらす可能性があったため、地下埋設により構造物を隠すことで良好な景観を維持している。



[視点場①]



[視点場②]



②施設を植樹により遮蔽した例

県営農業集落排水事業 長洞地区 農業集落排水施設（岐阜県可児市）

新設する集落排水処理施設の建屋等が林地等で構成される周辺景観に違和感をもたらす可能性があったため、植樹を行うことにより、建屋等を遮蔽し良好な景観を維持している。



[視点場①]



[視点場②]



(2) 修景・美化

① 建屋の形状、色彩を周辺景観と調和させた例

国営かんがい排水事業 伊是名地区 中央管理所（沖縄県伊是名村）

新設する管理施設建屋の形状、色彩を地域の伝統的な建築様式である赤瓦屋根とすることにより、周辺景観になじませ、違和感を軽減させている。

[視点場①]



[視点場②]



② 法面への植栽により美化要素を追加した例

国営かんがい排水事業 小田川二期地区 小田川ダム（青森県五所川原市）

ダム管理施設周辺のコンクリート法面保護工の改修に際し、植栽による緑化工法により、美化要素を加え周辺の緑地景観に違和感を与えない配慮を行っている。

[視点場①]



(3) 保全

① 棚田の景観を保全した例

農用地総合整備事業 美濃東部区域 橋立団地（岐阜県恵那市）

区画整理に際し、可能な限り現状の区画形状に配慮した整備を行うことによって、美しい棚田の景観を保全した。

[視点場①]



[視点場②]



② 水路橋を現状のまま整備し保全した例

県営地域用水環境整備事業（歴史的施設保全型） 通潤橋地区 通潤橋（熊本県山都町）

老朽化した水路橋の補修に際し、施設の歴史上の文化的価値に配慮し、既存の石管、石橋構造のまま整備し農村の文化的価値を保全した。

[視点場①]



[視点場②]



(4) 創造

管路上部利用により親水空間を創造した例

国営かんがい排水事業 九頭竜川下流地区 右岸幹線用水路、団体営地域用水機能増進事業九頭竜川下流地区（福井県永平寺町）

開水路から管水路への改修に際し、管水路の地下埋設により生じた水路上部敷地に自然石等を用いた親水水路（せせらぎ水路）と広場等を設け、地域住民の憩いの場を付加し、新たな空間調和を創造している。



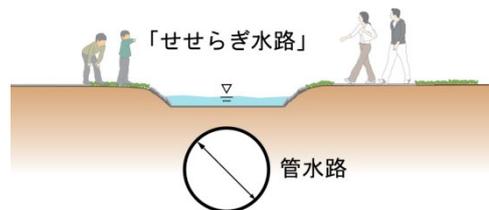
[視点場①]



[視点場②]



[せせらぎ水路断面イメージ]



【参考事例 3-1】

〔複数の基本原則に該当する検討例〕

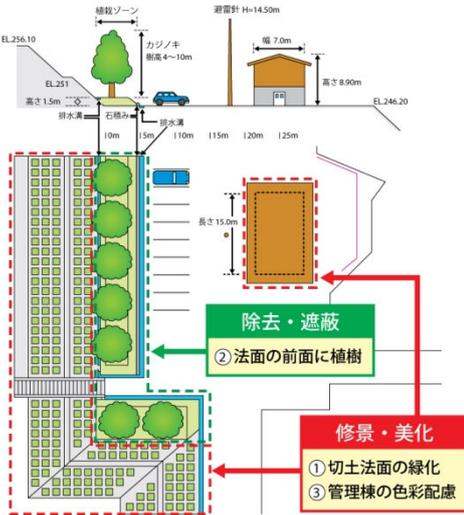
（国営かんがい排水事業 佐渡地区 外山ダム（新潟県佐渡市））

ダムの新設に当たり、左岸の切土法面及びその保護工であるコンクリート法枠の露出等による周辺の景観への影響を緩和するため、①切土法面の緑化（修景・美化）及び、②法面の前面に植樹（除去・遮蔽）を行うとともに、③管理棟の色彩配慮（修景・美化）を行っている。

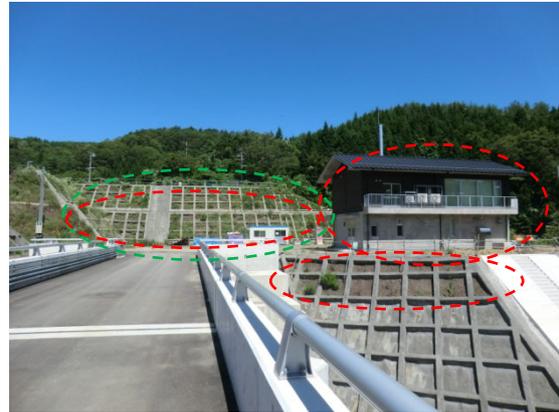
切土法面の緑化は、植物による自然的な要素により法面の露出を防ぎ、人工素材のコンクリート法枠の無機質な質感を和らげるとともに、その生長により法枠を覆い隠すものとなっている。

加えて、前面への植樹は、更なる遮蔽の効果を生み出すとともに、樹種として選定された、在来のカジノキ（クワ科コウゾ属）は、古来より神木として多く用いられるものであり文化的な要素を生み出し、ダム堤体と森林になじむよう明度・彩度を抑えた落ち着いた色のある色彩とした管理棟建屋と相まって、良好な景観を形成している。

このように、視点場となるダム天端管理用道路からの眺望は、複数の基本原則を組み合わせることにより、各々の対策の効果が相乗的に発現し、単一の配慮対策と比べより一層周辺景観となじむものとなっている。

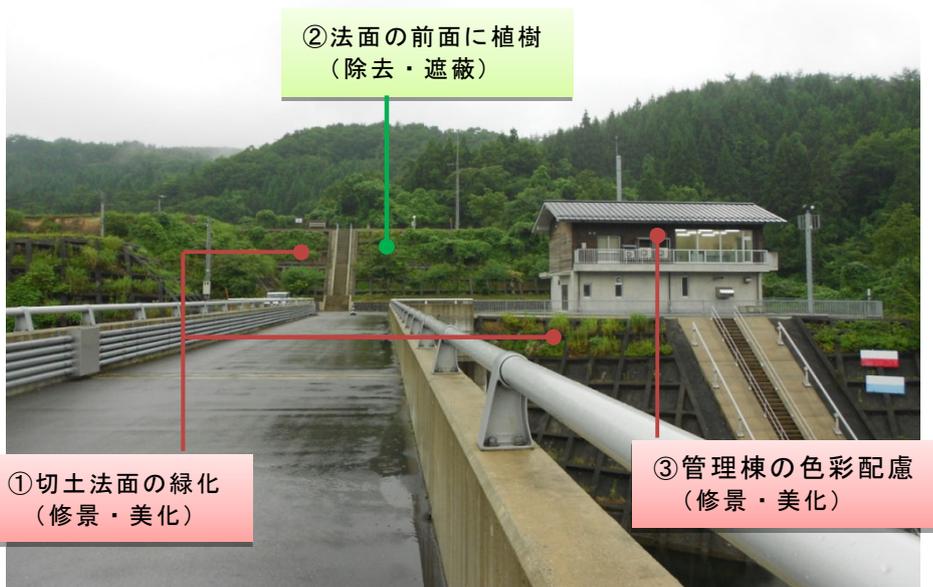


〔整備直後の状況〕



（対策実施部分）

〔整備から4年後〕



2. 景観配慮対策の進め方

景観配慮対策の検討は、以下の手順で進める。

- ①調査：景観計画等の既存計画の確認とともに、地域景観特性などの概況把握を行う概査の後、整備対象施設周辺の景観特性と事業実施による周辺景観への影響の把握を行う精査を実施する。
- ②計画：調査で確認された既存計画等の内容を踏まえつつ、整備対象施設の景観配慮方針となる景観に配慮した計画（以下「景観配慮計画」という。）を作成する。
- ③設計：景観配慮計画の内容を踏まえた、具体的な景観との調和に配慮した設計案を作成する。さらに、設計案に対する地域住民、有識者等からの意見を踏まえつつ、景観との調和に配慮した設計を決定する。
- ④施工及び維持管理：整備対象施設の施工の留意事項を取りまとめ、関係者間で周知徹底を図るとともに、施工中の住民参加方策などについても検討し、施設の維持管理における地域住民など多様な主体が参加した体制づくりを進め、施設の定期的な点検、補修などによる適切な維持管理を図る。

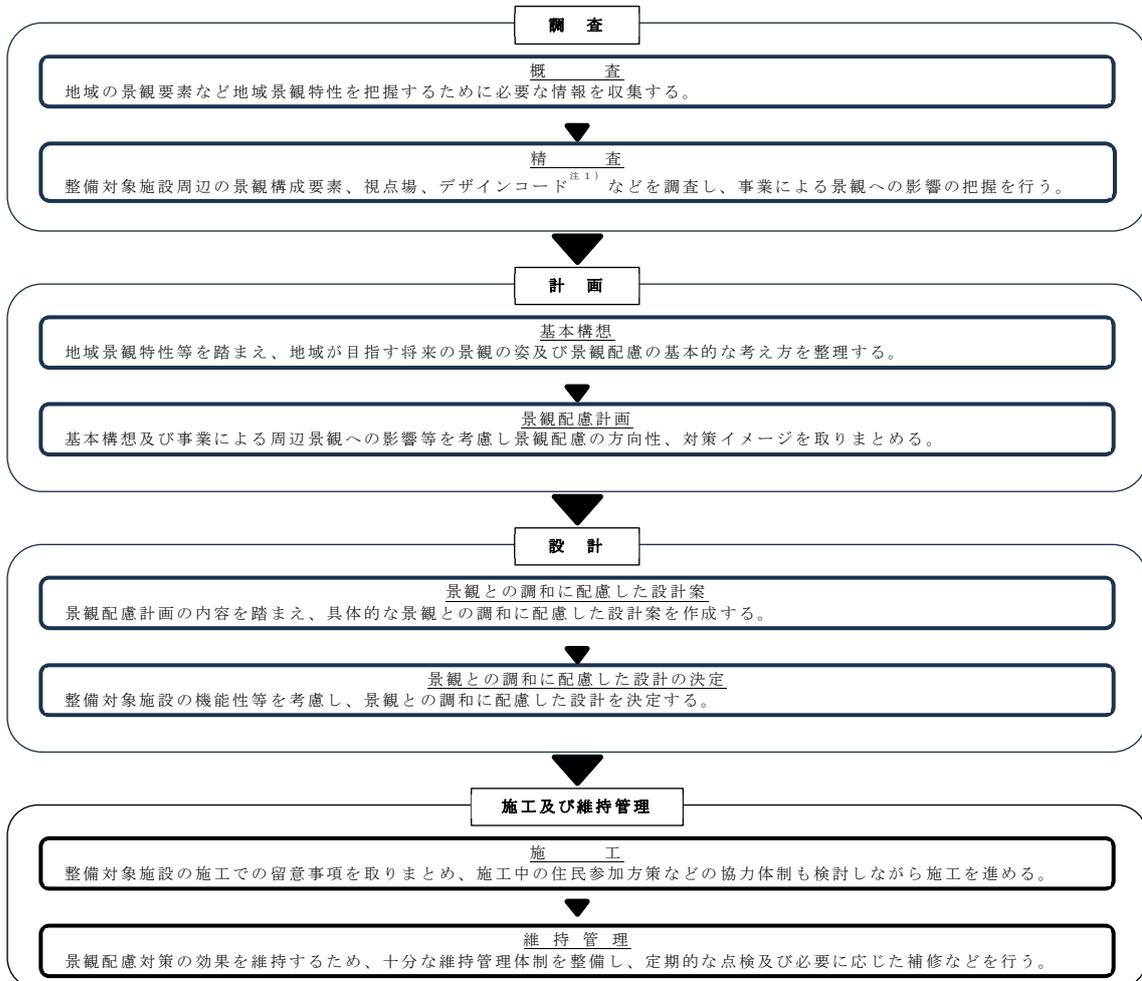


図 3-3 景観配慮対策フロー

注 1) 「デザインコード」

「農村における景観配慮の技術マニュアル -デザインコード活用手法- (視点場設定手法-) (以下「景観配慮の技術マニュアル」という。) では、景観を構成する要素の「あり方」及びその「組合せ」についての視覚的な約束事(「配置」、「色」、「形」、「素材」、「生物種」の共通性)とされており、景観との調和を検討する上で重要な手掛かりとなるものである。

3. 景観配慮の取組における住民等の参画の重要性

地域において、景観形成の取組を将来にわたり持続するためには、地域住民が地域の景観を地域資源であると認識することが重要となる。

このため、事業主体は、農家を含む地域住民、多面的機能支払交付金の活動組織、市町村、土地改良区、NPO、有識者（学識経験者、研究機関の職員、郷土史家、コンサルタント等）から意見を聴取し、地域の景観形成を成り立たせている仕組みと歴史的な意味合いについて検討し、地域が一体となった取組となるよう努めるものとする。事業主体は意見聴取等を通じ、景観配慮対策について有識者等の助言を得て、様々な意見の調整を担うことが重要である。

さらに、ワークショップ、集落・環境点検（集落点検）、植栽等、様々な機会を通じて、地域景観についての認識と景観形成の意識の醸成を図り、事業完了後も継続的に地域が主体となった景観形成の取組が展開されるようにすることが求められる。こうした地域の主体性を育む方策として、調査、住民参加型直営施工等、“実体験が伴う作業場面での参加”の機会を設け、地域住民の景観配慮対策への理解と施設等への愛着感の醸成、地域における景観形成にかかるスキルアップ及び組織づくりを支援することも重要となる。

また、景観配慮対策におけるワークショップ等の地域住民との協議の場では、地域の景観の状況、景観配慮対策の意図、さらに整備対象施設の耐久性、必要となる管理作業等のメリットとデメリットを地域住民に丁寧に説明し、地域の意向を把握することが重要となる。こうした地域住民との協議の場では、景観配慮対策の検討を充実させるために、自治会長、多面的機能支払交付金の活動組織、地域リーダー等、地域活動を担う人材の参加を促すことが望ましい。

維持管理体制の検討に当たっては、地域住民等が施設をどのように利用しているかといった視点が重要となることから、状況に応じて施設利用に関係する組織と主体を管理体制に組み込むといった方策も選択肢のひとつとなる。

【参考資料 3-2】

〔地域住民等の参画による景観配慮の取組体制〕

